

青森県報

第千九百七十七号

平成十四年一月三十日(水曜日)

目次

規 則

○青森県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則 (市町村興課) ……一

告 示

○家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……一

公 告

○県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……二

出 先 機 関

○土地改良区の役員の就任及び退任……………(下地方農林北) ……二

○土地改良事業の工事の完了……………(西地方農林水産事務所) ……三

規 則

青森県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年一月三十日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第三号

青森県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

青森県市町村振興基金条例施行規則(昭和四十年一月青森県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「資金運用部資金のうち資金運用部資金の管理及び運用の手續に関する規則」を「財政融資資金のうち財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則」に、「資金運用部資金貸付利率」を「財政融資資金貸付利率」に、「利率」を「利率(当該利率が年〇・一パーセント未満の場合には、年〇・一パーセント)」に改め、同項第二号中「資金運用部資金貸付利率」を「財政融資資金貸付利率」に改め、「低い利率」の下に「(当該利率が年〇・一パーセント未満の場合には、年〇・一パーセント)」を加える。

第十一条第一項中「第二百八十八条第一項」を「第二百八十八条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第三十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十四年一月三十日

青森県知事 木村 守 男

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生区域	発生日
ヨーネ病	牛	患者	四	上北郡七戸町字前田五の一	平成十四年一月三十一日

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、福地南部地区の県営土地改良事業（農村振興総合整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年一月三十日

青森県知事 木村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年一月三十一日から同年二月二十八日まで

三 縦覧の場所

福地村役場

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、川内町土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十

七項の規定により公告する。

平成十四年一月三十日

下北地方農林水産事務所長 平野 隆 夫

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	坪田智十司	下北郡川内町大字川内字榎木一七二の二	平成一三・〇・七就任
	福永 忠雄	字休所四二の六一	
	仙台 金義	字川内三九九	
	工藤 直義	大字蛸崎字蛸崎八三	
	野里 岩雄	大字川内字下小倉平一	
	板井 綱義	字上小倉平一	
	徳田兼太郎	字前田六六の四	
	赤松 功	大字松川字稲沢一六の〇	
監事	板井 忠強	大字川内字上小倉平一	
	田中勝太郎	字中畑三一の四	
	板井 磯美	字二七の〇	
理事	坪田智十司	字榎木一七二の二	一三・〇・六退任
	福永 忠雄	字休所四二の六一	
	仙台 金義	字川内三九九	
	工藤 直義	大字蛸崎字蛸崎八三	
	野里 岩雄	大字川内字下小倉平一	
	板井 綱義	字上小倉平一	
	徳田兼太郎	字前田六六の四	
	赤松 功	大字松川字稲沢一六の〇	

〃	〃	監 事
板井 磯美	田中勝太郎	板井 忠強
一〃	四〃	〇〃
〃	〃	〃
〃	〃	大字川内字上小倉平一
〃	二七の	字中畑三一の
〃	〃	〃

土地改良事業の工事の完了

袴形池地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十四年一月三十日

西地方農林水産事務所長 熊 谷 宏

- 一 県営土地改良事業の名称
ため池等整備事業

- 二 工事完了年月日
平成十四年一月五日